

平成27年度以降の宮前保育園について



コンテンツ

1. 子ども子育て新制度について
 - ①子ども子育て支援新制度の概要
 - ②認定こども園とは
 - ③保育の必要性の認定について
 - ④入園手続きと条件

2. 宮前保育園の今後
 - ⑤平成27年度以降の宮前保育園の在り方
 - ⑥甲府市内 保育施設及び幼稚園の在籍状況
 - ⑦質疑応答

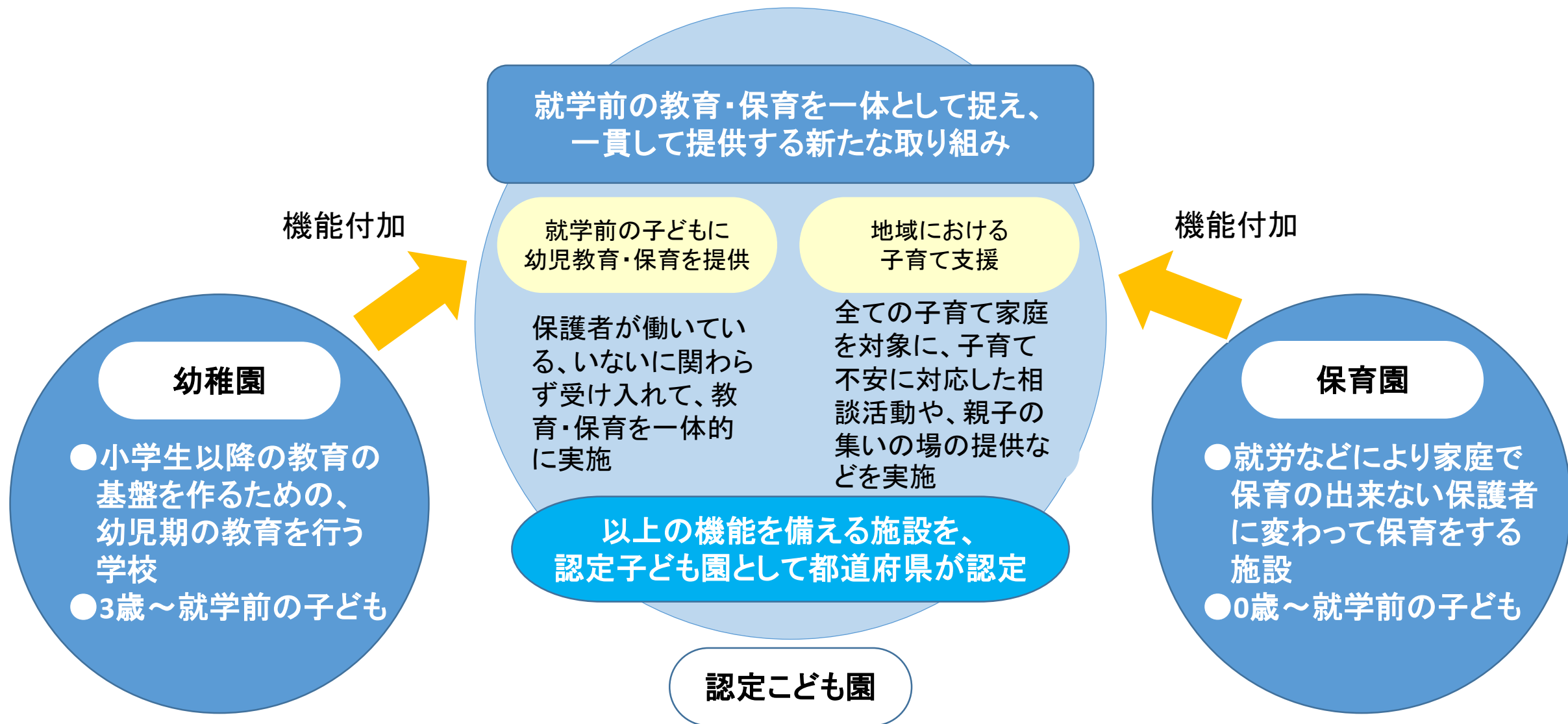
① 子ども子育て支援新制度の概要

H24.8月、「子ども子育て支援法」という法律が制定されました。本法律と関連する法律に基づいて、保育や子育て支援の、量の拡充や質の向上を進めていくために、H27.4月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたします。

【制度の取り組み】

1. 「**認定子ども園**」の普及
2. 保育の場を増やして、子育てしやすい、働きやすい社会づくり
3. 地域の様々な子育て支援の、量の拡充や**質の向上**
4. 少子化傾向の地域での子育て支援の充実

② 認定こども園とは



③ 保育の必要性の認定について

【認定区分】

1号認定

教育標準時間認定

- お子さんが**満3歳以上**で、幼稚園等での教育を希望される場合。

利用先

- 幼稚園
- 認定子ども園

2号認定

満3歳以上保育認定

- お子さんが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由」に該当し保育を希望される場合。

利用先

- **保育園**
- 認定子ども園

3号認定

満3歳未満保育認定

- お子さんが**満3歳未満**で、「保育の必要な事由」に該当し保育を希望される場合。

利用先

- **保育園**
- 認定子ども園
- 地域型保育

※就労を理由とする2号認定・3号認定の場合、勤務形態によって保育の必要量が決まります。

A「保育標準時間」⇒フルタイムを想定した11時間保育

B「保育短時間」⇒パートタイムを想定した8時間保育

④ 入園の手続きと条件

入園手続きは？

- 入園等の手続きは、これまでと、時期や流れが大きく変わるものではありません。
- 入園は、当方が決定するのではなく、市役所が可否を判定します。

保育料金は？

- 保育料金は保護者の所得に応じた支払いが基本です。
- 保育料の算定は住民税にて行われます。その為、税資料の提出は無くなります。

広域入園は？

- 広域入園は定員に空きがあった場合に対応できます。
- 継続の場合は、それぞれの市町村で住民税の証明を取得する必要があります。
- 市外に引越しをすると、その「年度」で必ず退園しなければなりません。

⑤ 平成27年以降の宮前保育園の在り方

そもそも、宮前保育園は認定こども園になるのか



保育園として、事業を継続いたします

1. 今の宮前保育園の保護者層を崩しません。
2. 本園では変わらず、質の向上に努めます。

※新制度で謳われている質の向上とは、保育と教育を一体的に行なうことを指します。

⑥甲府市内 保育施設及び幼稚園の在籍状況

甲府市の0～5歳の人口＝9,466名（H26.9現在）

	施設数	定員	在籍数
保育施設在籍児童数	41か所	4,160名	4,151名
幼稚園在籍人数	25か所	約4,000名	2,925名
各施設在籍人数合計			7,076名
未就園人数			2,390名

※参考文献：甲府市ホームページ 統計情報

⑦ 質疑応答

本日の資料はWEBでも公開しています。

- ・宮前保育園HP トピックス

「平成27年度以降の宮前保育園について

<http://kidskiss.jp/publics/index/34/>

上記ページ内には、問い合わせ用のメールフォームを設置しています。
新制度に関わるお問い合わせは、こちらをご利用ください。

- ・子ども子育て支援新制度の詳しい内容はこちら

内閣府「子ども子育て新制度」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>